

令和 7 年第 1 回（2 月招集）袖ヶ浦市議会定例会議案

袖 ヶ 浦 市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	袖ヶ浦市犯罪被害者等支援条例の制定について	6
議案第 2 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1 1
議案第 3 号	袖ヶ浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について	1 5
議案第 4 号	袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 7
議案第 5 号	袖ヶ浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 9
議案第 6 号	袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 1
議案第 7 号	袖ヶ浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 3
議案第 8 号	袖ヶ浦市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 6
議案第 9 号	袖ヶ浦市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	2 8
議案第 1 0 号	袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 0
議案第 1 1 号	袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3 3
議案第 1 2 号	袖ヶ浦市長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について	3 6
議案第 1 3 号	袖ヶ浦市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について	3 8
議案第 1 4 号	袖ヶ浦市都市公園における移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	4 0
議案第 1 5 号	市道路線の認定について	4 2
議案第 1 6 号	令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第 9 号）	別冊
議案第 1 7 号	令和 6 年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 8 号	令和 6 年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	別冊

議案番号	件 名	頁
議案第 1 9 号	令和 6 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 2 0 号	令和 6 年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 2 1 号	令和 7 年度袖ヶ浦市一般会計予算	別冊
議案第 2 2 号	令和 7 年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 2 3 号	令和 7 年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 2 4 号	令和 7 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 2 5 号	令和 7 年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算	別冊
議案第 2 6 号	教育長の任命について	4 4
議案第 2 7 号	農業委員会委員の任命について	4 5
議案第 2 8 号	農業委員会委員の任命について	4 6
議案第 2 9 号	農業委員会委員の任命について	4 7
議案第 3 0 号	農業委員会委員の任命について	4 8
議案第 3 1 号	農業委員会委員の任命について	4 9
議案第 3 2 号	農業委員会委員の任命について	5 0
議案第 3 3 号	農業委員会委員の任命について	5 1
議案第 3 4 号	農業委員会委員の任命について	5 2
議案第 3 5 号	農業委員会委員の任命について	5 3
議案第 3 6 号	農業委員会委員の任命について	5 4
議案第 3 7 号	農業委員会委員の任命について	5 5
議案第 3 8 号	農業委員会委員の任命について	5 6

議案番号	件 名	頁
議案第 3 9 号	農業委員会委員の任命について	5 7
議案第 4 0 号	農業委員会委員の任命について	5 8
議案第 4 1 号	農業委員会委員の任命について	5 9
議案第 4 2 号	農業委員会委員の任命について	6 0
議案第 4 3 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度袖ヶ浦市 一般会計補正予算（第 8 号））	6 1
報告第 1 号	専決処分の報告について	6 7

議案第 1 号

袖ヶ浦市犯罪被害者等支援条例の制定について

袖ヶ浦市犯罪被害者等支援条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、新たに条例を制定しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪等 犯罪行為及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者又はその関係者から、犯罪等により再び害を被ることをいう。
- (5) 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な害を被った後に受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の

住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ず住民基本台帳に記録されずに市内に居住している者をいう。

(7) 市民等 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者及び市内において活動を行う団体をいう。

(8) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。

(9) 関係機関等 国、千葉県その他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう、再被害及び二次的被害の発生の防止並びに犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、犯罪被害者等の支援が円滑に行われるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めなければならない。

2 市民等は、基本理念にのっとり、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等である従業員がその被害に係る手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

（市民等及び事業者の理解促進）

第8条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、その生活の平穏に対する配慮の重要性、犯罪被害者等の支援の必要性等について市民等及び事業者の理解を深めるとともに、再被害及び二次的被害の発生を防止し、犯罪被害者等が地域社会で孤立することのないよう、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日常生活の支援）

第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援を行うものとする。

（見舞金の支給）

第10条 市は、犯罪行為により死亡し、若しくは傷害（医師の診断によ

り全治１月以上の加療を要するものに限る。）を受けた者又はその遺族（これらの者のうち、当該犯罪行為が行われた時に市民であったものに限る。）に対し、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

（転居費用の助成）

第１１条 市は、前条の見舞金の支給を受けることができる者で、犯罪行為による被害により従前の住居に居住することが困難になったと市長が認めるものに対し、当該犯罪行為による被害が発生した日以後に転居（最初の転居に限る。）したときは、規則で定めるところにより、その転居に要した費用を助成するものとする。

（支援の制限）

第１２条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、この条例に基づく犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（委任）

第１３条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）が施行されるこ
とに伴い、関係する条例の整理を行うため、条例を制定しようとするもの
である。

袖ヶ浦市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例

第 1 編 関係条例の一部改正

(袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 4 6 年条例第 2
2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 2 1 条の 3 第 1 項第 1 号及
び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に
関する条例の一部改正)

第 2 条 袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防
止に関する条例(平成 9 年条例第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 6 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(袖ヶ浦市環境条例の一部改正)

第 3 条 袖ヶ浦市環境条例（平成 1 1 年条例第 2 1 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 5 9 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(袖ヶ浦市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 4 条 袖ヶ浦市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第
1 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 4 項及び第 5 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例の一部改正)

第 5 条 袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和 4 年条例第 1
9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項第 2 号ウ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 3 0 条及び第 3 1 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第 2 編 経過措置

第 1 章 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第 6 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 1 2 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 1 6 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第 7 条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第 2 章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 8 条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 6 8 号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第 1 条の規定による改正後の袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例第 2 1 条の 3 第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）及び第 3 項（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。

議案第 3 号

袖ヶ浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の一部が改正されたことに伴い、引用している条項を整理するため、関係する条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市税条例等の一部を改正する条例

(袖ヶ浦市税条例の一部改正)

第 1 条 袖ヶ浦市税条例（平成 5 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 9 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 8 9 条第 2 項第 2 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 1 4 9 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

(袖ヶ浦市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 袖ヶ浦市都市計画税条例（平成 5 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

(袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 3 条 袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 4 号

袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

職員の不祥事等により、市民の行政に対する信頼が著しく損なわれたことに対して、市長及び副市長の給料の減額をもって引責するため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和
46年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 12 市長及び副市長の給料月額を支給に当たっては、市長の場合にあつては令和7年4月1日から同年5月31日までの間、副市長の場合にあつては同年4月1日から同月30日までの間、第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 5 号

袖ヶ浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

袖ヶ浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

緊急消防援助隊として出動した場合等の手当を新設するため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例

袖ヶ浦市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和48年条例第12号）
の一部を次のように改正する。

別表第2中「

(3) 災害応急作業手当	500
--------------	-----

」を

「

(3) 災害 応急作 業手当	消防組織法 (昭和22 年法律第2 26号)第 45条第1 項に規定す る緊急消防 援助隊とし て行う業務 及びこれに 類すると市 長が認める 業務に従事 したとき	840 (大規模な災害として 市長が認める災害に係 る作業に従事した場合 にあつては1,080、大規模な災害とし て市長が認める災害か つ市長が著しく危険で あると認める区域で行 われた作業に従事した 場合にあつては2,160)	に改める。
	上記以外の 業務に従事 したとき	500	

」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）の一部が改正されたことに伴い、引用している条項を整理するため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 7 号

袖ヶ浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

袖ヶ浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）の一部改正等に伴い、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大や仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等の措置を講じるため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

袖ヶ浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」の次に「並びに」を加え、「中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の袖ヶ浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 8 条の 2 第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 8 号

袖ヶ浦市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の一部が
改正されたことに伴い、引用している条項等を整理するため、条例の一部
を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に
関する条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市一般職の職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

附則第３条第１項及び第６項中「附則第９条第２項」を「附則第９条第６項」に改める。

附則第３条第７項中「、第１３条」を削る。

附則第１１条中「附則第９条第２項」を「附則第９条第６項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 9 号

袖ヶ浦市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する

条例の制定について

袖ヶ浦市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

市長が行う予防接種による健康被害に係る調査において、高度な専門的知見や多角的な視点から判断する必要があることから、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する
条例

袖ヶ浦市予防接種健康被害調査委員会条例（昭和 54 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に見出しとして「（会議）」を付し、同条第 1 項中「委員会」の次に「の会議」を加え、「招集し会議の議長となる」を「招集する」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 会議の議長は、委員の互選により定める。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（意見の聴取等）

第 5 条 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部が改正され、連携施設の確保の基準及び食事の提供の特例に係る規定等が見直されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て
支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部が
改正され、連携施設の確保の基準及び経過措置について見直されたことに
伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 2 号

袖ヶ浦市長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について
袖ヶ浦市長寿祝金条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

平均寿命の延伸による長寿に対する社会の認識の変化などの状況を踏まえ、長寿祝金の受給資格及び祝金の額を見直すため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市長寿祝金条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市長寿祝金条例（平成 6 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「満 8 8 歳であること又は満 9 9 歳以上であること。」を「当該年度内に 1 0 0 歳以上に達する者」に改める。

第 3 条中「次に掲げる区分による」を「1 万円とする」に改め、同条の表を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 13 号

袖ヶ浦市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

袖ヶ浦市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定
する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

開発行為の許可に関する事務の権限移譲等を踏まえ、都市建設部の組織
改正及び所掌事務の変更を行うことに伴い、条例の一部を改正しようとする
ものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市都市計画審議会条例（平成 12 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「都市整備課」を「都市計画課」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 4 号

袖ヶ浦市都市公園における移動等円滑化のために必要な特定
公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

袖ヶ浦市都市公園における移動等円滑化のために必要な特定公園施設の
設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定
する。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1
8 年政令第 3 7 9 号）の一部が改正されたことに伴い、引用している条項
を整理するため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市都市公園における移動等円滑化のために必要な特定
公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

袖ヶ浦市都市公園における移動等円滑化のために必要な特定公園施設の
設置に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 8 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 3 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」
に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、市道路線を別紙のように認定する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

提案理由

宅地開発事業により築造された道路を市道路線として認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

認 定 調 書

(認定路線一覧)

路 線 名	起 点 (地先)
	終 点 (地先)
奈良輪 4 9 号線	奈良輪字蒲原 8 5 5 番 1 4
	奈良輪字蒲原 8 5 5 番 8
神納 9 0 号線	神納字新割 2 3 7 4 番 1 0
	神納字新割 2 3 7 4 番 2 1
蔵波 1 1 7 号線	蔵波字百々目木 2 9 1 0 番 3 9
	蔵波字百々目木 2 9 1 0 番 2 3
蔵波 1 1 8 号線	蔵波字大明神墳 2 9 5 4 番 6 0
	蔵波字大明神墳 2 9 5 4 番 7 1

議案第 26 号

教育長の任命について

袖ヶ浦市教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
ときた みちお 鵜田 道雄		

提案理由

袖ヶ浦市教育委員会教育長鵜田道雄氏が令和 7 年 3 月 12 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 27 号

農業委員会委員の任命について

袖ヶ浦市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
いしわた まさあき 石 渡 正 明		

提案理由

袖ヶ浦市農業委員会委員石渡正明氏が令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 28 号

農業委員会委員の任命について

袖ヶ浦市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
しめの ちかよ 注連野 千佳代		

提案理由

袖ヶ浦市農業委員会委員注連野千佳代氏が令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 29 号

農業委員会委員の任命について

袖ヶ浦市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
わたなべ みよこ 渡 邊 美代子		

提案理由

袖ヶ浦市農業委員会委員渡邊美代子氏が令和 7 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 3 0 号

農業委員会委員の任命について

袖ヶ浦市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
たかはし ひろゆき 高橋 広幸		

提案理由

袖ヶ浦市農業委員会委員高橋広幸氏が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 3 1 号

農業委員会委員の任命について

袖ヶ浦市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
ながしま まさと 長 島 正人		

提案理由

袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに長島正人氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 3 2 号

農業委員会委員の任命について

袖ヶ浦市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
くらた かずお 倉田 一夫		

提案理由

袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに倉田一夫氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 33 号

農業委員会委員の任命について

袖ヶ浦市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
うらの かずゆき 浦野 和 幸		

提案理由

袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了するため、新たに浦野和幸氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 3 4 号

農業委員会委員の任命について

袖ヶ浦市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
さそう あつし 笹生 篤		

提案理由

袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに笹生篤氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 3 5 号

農業委員会委員の任命について

袖ヶ浦市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
しばさき まさひろ 柴 寄 正 博		

提案理由

袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに柴寄正博氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 3 6 号

農業委員会委員の任命について

袖ヶ浦市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
やまだ かずひろ 山田 一 宏		

提案理由

袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに山田一宏氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 37 号

農業委員会委員の任命について

袖ヶ浦市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
よしだ さとる 吉田 悟		

提案理由

袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了するため、新たに吉田悟氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 38 号

農業委員会委員の任命について

袖ヶ浦市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
ふじしろ 藤城 安男		

提案理由

袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了するため、新たに藤城安男氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 3 9 号

農業委員会委員の任命について

袖ヶ浦市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
すずき あきお 鈴木 昭雄		

提案理由

袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに鈴木昭雄氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 4 0 号

農業委員会委員の任命について

袖ヶ浦市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
きりかえ えみ 切 替 絵美		

提案理由

袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに切替絵美氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 4 1 号

農業委員会委員の任命について

袖ヶ浦市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
せんるい いわお 泉 類 岩 男		

提案理由

袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに泉類岩男氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 4 2 号

農業委員会委員の任命について

袖ヶ浦市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
いしかわ かずとし 石川 和利		

提案理由

袖ヶ浦市農業委員会委員の任期が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了するため、新たに石川和利氏を任命することについて、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第 4 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を実施するに当たり、住民税非課税世帯への緊急支援として早急に支援金を給付するための経費について、予算の補正が必要となり、特に緊急を要したため令和 7 年 1 月 1 0 日に専決処分したものである。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 7 9 条第 1 項の規定により、
議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間
的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

記

専決第 1 号

令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算 (第 8 号)

(別紙のとおり)

令和 7 年 1 月 1 0 日

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

専決第 1 号

令和 6 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度袖ヶ浦市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 9 , 5 1 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1 , 7 1 0 , 6 3 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

令和 7 年 1 月 1 0 日

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国 庫 支 出 金		5,418,824	209,515	5,628,339
	2 国 庫 補 助 金	1,613,244	209,515	1,822,759
歳 入	合 計	31,501,115	209,515	31,710,630

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		13,032,745	209,515	13,242,260
	1 社 会 福 祉 費	6,138,808	209,515	6,348,323
歳 出	合 計	31,501,115	209,515	31,710,630

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	非課税世帯物価高騰緊急支援給付金事業	145,747

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

記

専決第４号

児童扶養手当の支払遅延による損害賠償の額の決定について

- 1 損害賠償の相手方 個人
- 2 市の損害賠償額 １１６，９４０円
- 3 賠償の理由 令和３年５月分から令和６年１０月分までの児童扶養手当について、事務処理の誤りにより相手方への支給が遅延し、当該手当に係る遅延損害金が発生したので、損害賠償を行うものである。

令和６年１２月２３日

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

